

「外国人犯罪者を生み出さないために 日本語教育ができることは何か」

発題者：山下克哉氏

(早稲田大学大学院日本語教育研究科修士課程・行政書士)

私の研究テーマは、「刑事施設における日本語教育は誰のためのものなのか—外国人受刑者に対する日本語教育の現状と課題—」であり、刑務所内の日本語教育の在り方を調査し、それについて考察するというものです。また、私が特に関心を寄せている外国人受刑者の属性は、出所後に退去強制処分を受けることなく、引き続き日本に在留する可能性がある、居住資格に該当する者です。居住資格とは、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった身分又は地位に基づく在留資格です。

私は、主に外国人又は外国人と何らかの関係のある日本人から依頼を受け、行政機関に対し、許認可等を求める書類を作成・提出する行政書士として活動していますが、特に頻度の高い業務は東京入国管理局が書類の提出先となるものです。その業務の中の1つに、外国人犯罪者(行政法、刑法等違反者)による在留特別許可の願出というものがあります。私は在留特別許可に関する手続きを通じ、居住資格に該当する外国人犯罪者に会ってきましたが、彼らは概して、継続的な教育を受けた経験がないので、基礎学力及び日本語能力が低いという特徴を持っています。仮に彼らが在留特別許可を受けて引き続き日本に在留することができたとしても、就職や就学等の社会参加が極めて困難な状況です。

また、こうした外国人犯罪者の日本在留を時間軸で見っていくと、社会参加に必要な日本語教育支援を受けるべき時期は、制約の多い服役期間中というよりはむしろ、犯行前及び社会復帰後です。従って、彼らが我々の住む地域社会にいるときに、日本語教育の専門家はこれまでの知見や実践経験を活かしながら直接、彼らが社会参加するための支援を行うべきなのではないでしょうか。例えば、私が帰化許可申請手続きの際に出会った方は、元々不法就労目的の就学生として来日したものの、日本語教師との交流を通じて更生した結果、日本の大学を卒業し、今では大手金融機関の社員を務めるまで大きな変容を遂げました。

以上のような現状を踏まえ、外国人犯罪者又は不良外国人を生み出さないために日本語教育ができることは何かについて、具体的な事例も示しながら考えてみたいと思います。

言語文化教育研究学会

第32回月例会

日時：5月29日(金)
18:00~19:40

場所：早稲田大学
早稲田キャンパス
22号館 601教室

参加費：無料

予約：不要

当日、直接会場にお越しください

問い合わせ：monthly@alce.jp